



ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！

～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)に基づき、財務局・財務事務所に、中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

中小企業等金融円滑化窓口について

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います^(※)。

(※)ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関^(※※)をご紹介します。

(※※) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会・商工会議所、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構 等

《受付時間》

平日 9 時 00 分～16 時 00 分

- 下記パンフレットもご参照ください。

・[パンフレット「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！」](#)(金融庁へのリンク) 

相談窓口一覧

ご相談にお電話にてお答えします。当局管内の相談窓口は、以下のとおりです。

◎ 北陸財務局	076-208-6711
・富山財務事務所	076-405-6711
・福井財務事務所	0776-25-8236

- － ご質問・ご相談への回答は全て電話で致します。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- － 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんが、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行います。

ご参考

- [中小企業等金融円滑化相談窓口の設置について\(金融庁へのリンク\)](#)